きょうどうぼきん かいらんばん

第8号
兵庫県共同募金会
尼崎市共同募金委員会
尼崎市東大物町1-1-2
尼崎市社協会館
発行　平成22年10月

もっとも身近なボランティア
「赤い羽根共同募金」
10/1～12/31

**赤い羽根募金で親しまれている共同募金運動は
みなさまに支えられて、今年も実施いたします。**

今年も共同募金運動が10月1日から「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに全国で一斉に展開されます。

1947年（昭和22）に第1回目の共同募金運動として全国的に始まり、60年以上が過ぎました。

共同募金は、各都道府県ごとに行われ、災害時などを除き、集まった募金はその県内で使いみちが決められます。

つまり、寄付した方々の地域でいきる募金です。昨年、尼崎市では **33,446,787円** の募金が寄せられました。

これらの募金は兵庫県共同募金会に集約され、各地域での小地域福祉活動、また民間社会福祉施設の充実など、地域の実情に合わせて、地域福祉の推進のために活用されています。

皆様一人ひとりのご協力をお願いするため、期間中はさまざまな形での募金活動を目にされるかと思いますが、地域での募金活動をはじめ、学校や職場、街頭での募金活動を見かけましたら、皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。

みなさまからの募金がどのように役立てられているのかな？昨年の配分金の使いみち

平成20年度募金実績に基づく
尼崎市共同募金委員会への配分金
23,660,000円

高齢者の方に…
地域に暮らす高齢者の方への食事を提供する活動や介護の基本を学ぶ講座の開催など

2,081,000円

障がいのある方に…
福祉施設･団体等への配分など

566,000円

住民のみなさんに…
小地域福祉活動、ボランティア活動、社会福祉活動の啓発・広報紙の発行など

16,709,000円

子どもたちに…
絵本の読み聞かせや親子で楽しめるイベント・講座の開催など

4,304,000円

**今年の目標額は、
34,520,000円です。**

23年度に福祉活動を行うための必要な金額です。本年度もご協力よろしくお願いします。

赤い羽根共同募金運動Q&A

Q 募金なのに、どうして目標額を決めるの？

A 募金が集まってから使いみちを決めているのではなく、あらかじめ共同募金をつかって行う福祉活動の計画を立てて、それに必要な金額を目標額として募金活動を行う社会福祉法で定められた計画募金です。

これは、寄付者の方々への判断材料（地域福祉ニーズに応えるためにはどれぐらい必要か）をお示ししているだけです。

あくまでも寄付者の自主的な協力を基本としています。

★共同募金の寄付金には税制上の特典があります。
- 会社などの法人の寄付金は、全額損金参入できます。
- 個人の寄付金は、寄付金控除の対象になります。

※共同募金運動期間以外でも年間を通して寄付金を取り扱っております。

お問い合わせは
兵庫県共同募金会尼崎市共同募金委員会(尼崎市社会福祉協議会内)
TEL　06-6489-3550　　FAX　06-6489-3526

回覧